

# 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金交付要領

制定 令和8（2026）年4月1日 経流第2号

（趣 旨）

第1条 県の交付する栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

| 補助金の名称                          | 補助金の交付の目的                                                               | 交付の対象である事務又は事業の内容                                                   | 交付率                                      | 交付の相手方                  |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金 | 首都圏を中心とした消費者に対するロゴマーク及び栃木県産農産物の認知度向上を図るため、農業団体等によるロゴマークを活用した商品づくりを支援する。 | 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業実施要領（令和8（2026）年4月1日付け経流第1号）に規定する事業に要する経費 | 当該事業に要する経費の2分の1以内（1資材の制作当たり対象事業費上限250千円） | 栃木県産農産物の集出荷や販売を行う県内事業者等 |

（交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 補助金の名称                          | 提出すべき申請書の名称                          | 様式        | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式      | 部数 | 提出先                                  | 提出期限                |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|----|----------------|---------|----|--------------------------------------|---------------------|
| 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金 | 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金交付申請書 | 規則の別記様式第1 | 1  | 1 事業実施計画書      | 別記様式第1号 | 1  | 農業振興事務所長（ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事） | 農業振興事務所長又は知事が別に定める日 |
|                                 |                                      |           |    | 2 収支予算書        | 別記様式第2号 | 1  |                                      |                     |

2 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律

第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事又は農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事又は農業振興事務所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事又は農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど事業主体が定める契約手続き(事業主体に定めがない場合は、市町村又は県が定める契約手続きに準拠しなければならない。)により取り扱わなければならない。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は県補助金の増
- (4) 事業費又は県補助金の30%を超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長又は知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付の上、農業振興事務所長又は知事に1部を提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 補助金の名称                          | 提出すべき報告書の名称                          | 様式        | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式      | 部数 | 提出先                                  | 提出期限                |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|----|----------------|---------|----|--------------------------------------|---------------------|
| 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金 | 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金状況報告書 | 規則の別記様式第2 | 1  | 状況報告書          | 別記様式第4号 | 1  | 農業振興事務所長(ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあっては知事) | 農業振興事務所長又は知事が別に定める日 |

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

なお、実績報告書の提出を受けた農業振興事務所長は、その写しを農政部長あて1部提出するものとする。

| 補助金の名称                          | 提出すべき報告書の名称                          | 様式        | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式      | 部数 | 提出先                                  | 提出期限                |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|----|----------------|---------|----|--------------------------------------|---------------------|
| 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金 | 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金実績報告書 | 規則の別記様式第2 | 1  | 1 事業実績書        | 別記様式第1号 | 1  | 農業振興事務所長（ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事） | 農業振興事務所長又は知事が別に定める日 |
|                                 |                                      |           |    | 2 収支精算書        | 別記様式第2号 | 1  |                                      |                     |

2 前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

3 規則第13条の規定による実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を速やかに報告するとともに、その指示により返還しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 規則第18条又は第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

なお、実績報告書の提出を受けた農業振興事務所長は、その写しを農政部長宛て1部提出するものとする。

| 補助金の名称                          | 提出すべき請求書の名称                          | 様式        | 部数 | 請求書に添付すべき書類の名称 | 部数 | 提出先                                  | 提出期限                |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|----|----------------|----|--------------------------------------|---------------------|
| 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金 | 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金交付請求書 | 規則の別記様式第4 | 1  | 交付決定通知書の写し     | 1  | 農業振興事務所長（ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事） | 農業振興事務所長又は知事が別に定める日 |

（帳簿及び証拠書類の保管）

第10条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要領のほか、この事業の実施について必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和８（２０２６）年度の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和１１（２０２９）年３月３１日限り、その効力を失う。